

事 務 連 絡

平成20年2月25日

都道府県老人医療主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局

高齢者医療制度施行準備室

被保険者証の送付時期について（依頼）

後期高齢者医療制度の施行準備につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度施行までの間における、制度の具体的な周知方法等につきましては、「後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対する周知事項について」（平成20年2月6日保総発第0206001号）において、被保険者証を3月に送付し、併せて、制度内容及び保険料の賦課・徴収に係る諸事項について、被保険者となる方一人ひとりに対して周知していただくようお願いしたところです。

一方、今般、被保険者証の送付時期について調査をさせていただきましたが、現時点では、3月の中旬から下旬にかけて被保険者証の送付を予定している後期高齢者医療広域連合が多数を占めている状況です。

後期高齢者医療制度の施行を間近に控え、被保険者となる方の中には、制度の概要をはじめ、被保険者証の送付時期、資格取得に関する手続、医療機関での窓口負担及び保険料の支払方法等について不安を感じている方がいることから、できるだけ早期に、これらの点についてお知らせすることが重要であると考えております。

このように、被保険者証の送付及び諸事項に係るお知らせについては、印刷・発送作業等の事務処理上の都合がある一方、できるだけ早期に被保険者に対してお知らせすることが重要であるため、極力、当初の予定時期を早めて対応していただくようお願い申し上げます。

なお、被保険者証に記載する保険者番号等の設定方法については、3月に関係通知を発出する予定としておりますが、本日付事務連絡「後期高齢者医療制度における保険者番号等の設定について」において、その内容について事前の連絡を行い、これをもとに被保険者証への記載を行っていただくよう依頼したところですので、念のため申し添えます。